最終更新日：2015年11月11日
株式会社クロスキャット
代表取締役社長　井上　貴功
問合せ先：取締役　三嶋峰雄
証券コード：2307
http://www.xcat.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るためには、全てのステークホルダーに対する経営の透明性と健全性の確保及びアカウンタビリティ（説明責任）の明確化並びにスピードある意思決定と事業遂行を実現することが重要であるとの認識により、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
クロスキャット社員持株会	878,200	9.53
佐藤　順子	778,000	8.44
尾野　貴子	687,160	7.46
牛島　豊	444,600	4.82
磯田　晶子	400,000	4.34
小野田　亜紀	362,000	3.93
大久保　尚子	275,000	2.98
田崎　冬子	270,000	2.93
並木　豊	267,000	2.89
明治安田生命保険相互会社	240,000	2.60

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、関係する親会社や上場子会社の該当はございません。
また、コーポレートガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情の該当はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
天野　忠彦	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天野　忠彦	○	――	企業経営者としての豊富な経験と長年に亘り在籍した情報サービス業界に関する知識が社外取締役としての職務に適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画並びに期中、期末の監査結果について報告を受けるとともに、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。
当社は、業務執行部門とは独立した立場で内部監査を実行する社長直轄の内部監査人を設置しており、常勤監査役との平素からの情報の共有をする協力体制のもと内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに各部門に適切な指導を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠藤　正	他の会社の出身者													
五味　洋行	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤　正	○	―――	長年に亘る税理士事務所での勤務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査体制の強化に適任と判断しております。
五味　洋行	○	―――	長年に亘り在籍した情報サービス業界における経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の監査体制の強化に適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、取締役へのインセンティブに関する施策はとっておりませんが、今後の課題として当社に適したインセンティブ付与について検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬　5名　123百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は株主総会で決定された限度額の範囲内で、その具体的金額を取締役会で、監査役については監査役会で決定することとしております。
報酬等の算定につきましては、取締役については役位ごとの基本額と業績評価を加算し、監査役につきましては、監査役会で決定した基準に従って算定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に専従の部署、担当者は配置しておりませんが、社外取締役には、経営財務統括部が中心となり、適宜、必要な情報を提供できる体制をとっております。また、社外監査役には、常勤監査役及び内部監査人と密な連携により公正な監査を行うことができる体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行方法の概要
　当社は、スピード経営が企業競争力強化の重要なファクターであるとの観点から、業務執行における大幅な権限委譲を伴う執行役員制度を導入し業務執行の迅速化に努めております。
　取締役会は、毎月1回定時取締役会を開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項が全て付議され決定されるとともに業務執行状況を監督する機関と位置付け、業績進捗につきましても議論し対策を検討し運用の充実を図っております。なお、経営の意思決定の監督機能の強化を目的に、取締役のうち1名を社外取締役に選任しております。
　また、取締役及び常勤監査役並びに執行役員の出席による経営会議を毎月1回定時開催しており、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の協議、進捗状況の報告、監視がなされております。
(2)監査・監督
　取締役は、7名中の1名を社外取締役とすることで、業務執行の監督機能を強化しております。
　監査役は、社外監査役2名を含む3名であり、取締役会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じ役職員に報告を求め、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っております。
　監査役会は、原則四半期に1回以上開催し、監査方針その他監査に関する重要事項の協議、決定及び監査意見の形成、表明を行っております。監査役は、会計監査人及び内部監査人と連携して監査を進めております。
(3)会計監査
　会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。2014年度の監査業務を執行した公認会計士は、中井新太郎、森田浩之の2名であり、また、監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会では、7名中の1名を社外取締役とすることで経営の監督機能を強化し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役1名による経営の監督と社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営への監督、監視が十分に機能する体制が整っていると認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月26日開催にあたり、2015年6月9日に招集通知を発送しております。
その他	当社ホームページに招集通知、決議通知及び議決権行使結果を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにディスクロージャーポリシーの内容の詳細について掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト向けの決算説明会を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算説明会資料、開示情報等を項目別に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	部署横断で構成されたIR委員会を設置し、活動しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	公正な経営を保持する為の内部監査規程、法令や規程を遵守する為の内部通報制度規程、インサイダー取引を防止する為の内部者取引規程、ISO9001に準拠した品質マニュアル、ISO27001に準拠したISMSマニュアル、JIS Q 15001に準拠した個人情報保護マニュアルを設けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境の保全が経営の重要課題であることを認識しており、事業活動全てにおいて、環境への影響を配慮し、地球環境保護に貢献することを環境基本理念とした環境方針を掲げて活 動しております。また、ISO9001活動による品質向上、ISO27001活動によるセキュリティ確保及びプライバシーマークに準拠した個人情報保護の遵守により顧客満足度の一層の向上と情報サービス企業としての社会的責任（CSR）を果たし、ステークホルダーの皆様への信頼にお応えしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家の皆様に、「充実した情報」を「公平」かつ「迅速」にお知らせするためのIR活動を行っております。決められた公開手順を踏まえたうえで、業績・実績・財務内容等を「わかりやすく」、「正確」に伝えることを基本姿勢として活動しております。
その他	ステークホルダーの満足度を向上させるためクロスキャットブランドの確立を目指しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社及び関係会社における業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営方針に則った「コンプライアンス方針」を定め、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規則を遵守した行動をとるための規範としており、継続的なコンプライアンス教育・研修の実施により、法令遵守意識の定着と周知徹底を図っております。
また、内部監査部門はコンプライアンス状況について監査を行い、その監査結果を社長へ報告すると共に必要に応じ改善指示を通知し、そのフォローアップを行うものとしております。
なお、法令上疑義のある行為等についての通報に応ずる内部通報制度を設け、早期に発見し是正する体制を構築するとともに、通報者の保護に十分配慮することとしております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制としております。文書等の管理については、文書管理及び情報セキュリティに関する規程並びに関連する諸規則等に基づき、実施される体制としております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「危機管理規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクの発生防止及び発生時に損失を最小限に防止する体制を整えております。危機管理委員会においては、リスクに関する発生把握及び危機管理規程の見直しについて対処することとしております。また、発生時につきましては「BCPマニュアル」（情報セキュリティ関係においては「ISMSマニュアル」及び「個人情報保護マニュアル」）により、早期に解決することとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
当社は、業務執行における大幅な権限委譲を伴う執行役員制度の導入により、監督責任と執行責任の明確化及び業務執行の迅速化に努めております。また各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担っております。
取締役会は、毎月１回定時取締役会を開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項が全て付議され決定されると共に業務執行状況を監督する機関と位置付け、業績進捗につきましても議論し対策を検討し運用の充実を図っております。
また、取締役及び常勤監査役並びに執行役員の出席による経営会議を毎月１回定時開催しており、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の協議、進捗状況の報告、監視がなされております。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社の「関係会社管理規程」に基づき、業務執行状況や損失及びリスク、法令及び定款の遵守状況等の必要事項に関して報告を求め、また当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、子会社の経営が効率的に行われる体制を確保することとしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとします。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の使用人の人事（任命、異動、評定、懲戒）については、監査役会の同意を得るものとします。

8. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が、監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、法令及び定款違反、内部通報、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人は、速やかに監査役へ報告を行うものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議に出席し、監査役が希望するその他の重要な会議へ出席できるものとしております。また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換や会計監査人及び内部監査部門との情報交換を行い、監査の実効性を確保できるものとし、当社は監査役の独立性を重んじ、その判断を尊重するとともに、監査が実効的に行われるために必要な協力を行うものとします。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社及びその子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化により、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。
反社会的勢力排除に向け、危機管理委員会による協議と対策マニュアルの整備を行っております。また、不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応を行なうものとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、経営努力による企業価値の増大が最大の買収防衛策であると考えており、特別なスキームを用いて買収を困難にする防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
　当社は、企業の社会的責任を重視し、事業の透明性の確保、健全性の確保、アカウンタビリティ（説明責任）の明確化に向けて適時開示を実践しております。

1. 適時開示に係る基本方針
　当社は、関係法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程等に則り、投資者への公平、均等、正確かつ迅速な会社情報の提供に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制
　当社では、「情報取扱責任者」が、社内関係各部門代表者との連携により重要情報の収集、集約を行います。
　収集された会社情報は、情報取扱責任者及び社内関係各部門代表者による検討会議を随時開催し、適時開示規則に基づき、適時開示の要否を協議、確認しております。適時開示を要すると判断された会社情報の外部への開示は、取締役会における決議または承認を得て、情報取扱責任者の指揮のもと遅滞なく開示しております。
　なお、緊急を要する開示については、代表取締役社長の判断の下、情報取扱責任者は迅速な開示を行い、取締役会にて開示した旨を報告する体制としております。

